

## 第28回入善町農業委員会議事録

令和4年11月10日午後1時30分から第28回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 16名            欠員 2名

出席委員 13名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
11番 坪野 和夫	13番 永山 美和	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊
18番 長原 均			

欠席委員 3名

4番 森下 さゆり	10番 米山 義隆	16番 田中 吉春
-----------	-----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第104号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第105号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第106号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

議長（小林 真一郎）

みなさま、大変お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。本日は米山会長が病氣療養中のため、私が代わって議長を務めさせていただきます。不慣れではございますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう11月に入りまして、本町の主力の農業の米そして大豆等が収穫が終わって、それぞれの農業者悲喜こもごもなところがありますが、これからがその総括と来年に向けた営農計画というような時期になろうかと思ひます。一昨年昨年からの米価の低迷、それから一方で国際情勢が混沌とする中で、私どもの肥料をはじめとした物財費につきましても、非常に高騰しているということでございます。国、それから県、町の方が、その肥料に焦点を当てて肥料高騰対策を展開されるということでございますが、特に入善町において、有機肥料に着目して、コロナ交付金を使って、肥料の低減対策をやられると、独自の対策だということについては敬意を表したいと思っております。

それから、2日、3日と会長不在の中、私を一応トップにさせていただいて、福井の方に行ってまいりました。福井県の農業共済組合さんが、RTK基地局ということで、スマート農業がよりスムーズに展開するように、固定基地局を作ったということで、それは全国初ということで見学させていただきました、いつも会議で言っておりますように入善町は担い手に90%近く農地が集積して、次の段階で何をするのかという点について、私どもとしても、より見聞を広めながら検討していきたいものだと考えております。

その一つとすれば今のドローンであったりGPSなどの田植え機であったり、そういうものを使ったスマート農業も大きな手段の一つになるんだろうと考えているところでありまして、そういう意味で福井県さんの機械を見てきたということはそれなりに色んなことを考えるための支点になるのかなと考えております。

それから2日間にわたりまして残念ながら会長のほか欠席されている方もいらっしゃり若干少なかったですけども、今後とも農業委員会が一体となって本県本町の農業の推進に取り組める一体感を醸成したかなというふうにも思っておるところでございます。本日はそういうことで、代理ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従ひまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (小林 真一郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長 (小林 真一郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番島瀬委員と8番細田委員に決定したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (小林 真一郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長 (小林 真一郎)

次に、日程第3、議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町横山〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,826㎡です。

譲渡人は、入善町横山〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町横山〇〇の〇〇さんです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車ですぐのところであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事する者が、年200日にわたり従事する予定で、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと

考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、5,210㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、吉原委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（小林 真一郎）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

吉原委員

内容は事務局から説明があったとおりです。譲渡人は相続で農地を取得して、自身で耕作はしておらず、今回譲受人が買い入れて耕作するということで、問題はありません。以上です。

議長（小林 真一郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（小林 真一郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（小林 真一郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（小林 真一郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（小林 真一郎）

次に、日程第4、議案第104号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の3ページをご覧ください。

議案第104号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、横山〇〇外3筆で、台帳地目は田、現況地目は宅地、面積は1,329㎡。譲渡人は入善町横山〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町八幡〇〇の〇〇さん。  
転用目的は、育苗施設敷地及び農業用排水路敷地、権利の種類は所有権移転です。  
申請地位置図は4ページ上段になります。

譲渡人は、昭和48年に自己の所有農地に〇〇地区育苗センターを建築することを了承し現在に至っておりましたが、最近になり自己の農地の確認をしていたところ、転用申請がなされていなかったことが分かり、今回は違反転用是正のための申請となりました。

譲受人は法人格を有しない任意団体となるため、組合長の個人申請扱いとなります。

トイレはないため生活排水路は必要なく、水は井戸水を利用して、施設で使用された水の排水につきましては、施設北西側から西へ延びる農業用排水路へ排水されています。雨水につきましては隣接する公衆用道路と申請地の間に設置されている排水路へ流れます。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「育苗施設敷地及び農業用排水路敷地」であり、許可基準である農業の振興に資する施設であるため、問題ありません。

また、申請地は昭和50年11月25日に農用地区域外となっており、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上1件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小林 真一郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

吉原委員

内容は事務局から説明いただいた通りであります。昭和48年に育苗センターをするにあたり、当時転用申請をしておくべきでしたが、されていなかったということでした。今回育苗センターに所有権移転することもあり、関係者で話し合いができていたようでしたので、問題ないと思い確認印を押しました。以上です。

議長（小林 真一郎）

ありがとうございました。では、議案第104号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（小林 真一郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（小林 真一郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第104号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（小林 真一郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（小林 真一郎）

次に、日程第5、議案第105号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第106号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第105号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年11月10日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。今回は、207件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第106号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を併せて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和4年11月10日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 2件、9筆、24,567㎡  
上原地区 9件、21筆、44,560㎡  
青木地区 3件、10筆、18,491㎡  
飯野地区 20件、54筆、114,208㎡  
小摺戸地区はありません。  
新屋地区 9件、34筆、78,770㎡  
櫛山地区 2件、4筆、6,527㎡  
横山地区はありません。  
舟見地区はありません。  
野中地区 1件、2筆、5,934㎡

以上、新規設定の合計は、46件、134筆、293,057㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 5件、7筆、17,971㎡  
上原地区 12件、32筆、43,611㎡  
青木地区 6件、10筆、26,153㎡  
飯野地区 61件、139筆、210,368㎡  
小摺戸地区 19件、57筆、104,473㎡  
新屋地区 34件、109筆、198,089㎡  
櫛山地区 10件、28筆、69,309㎡  
横山地区 2件、5筆、15,013㎡  
舟見地区 6件、25筆、32,484㎡  
野中地区 6件、21筆、37,115㎡

以上、再設定の合計は、161件、433筆、754,586㎡です。

新規設定、再設定の合計は、207件、567筆、1,047,643㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。なお、議案書7ページの最初の2筆につきましては、現在耕作放棄地となっている農地です。事業を入れて耕作ができる状態にしてから、配分する予定となっております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（小林 真一郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（小林 真一郎）

補足があった耕作放棄地については、県の事業を活用するのでしょうか。

事務局

国の事業を活用しています。

議長（小林 真一郎）

各担当地区の状況をご確認いただいて、何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（小林 真一郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第105号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第106号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（小林 真一郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（小林 真一郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、県外視察の概要説明と、事務局から連絡事項の伝達をお願いします。

事務局

はい、先日は全員参加には至りませんでした。参加いただいた委員の皆様におかれましては、お疲れさまでございました。ご欠席の方には、福井県の共済組合さんから頂いた資料をお配りしてあります。

福井県は令和3年度末の集積率が全国で5位、その次に富山県が6位という位置づけで、富山県と福井県の環境が近く参考になる部分があるのではないかとということで、富山県内でも福井県へ視察に行く

市町村が多いようです。開会のあいさつでもありましたが、福井県農業共済組合は、RTK固定基地局を全国で初めて県全体をカバーするものとして整備したということで、視察をさせていただきました。経験の浅いオペレーターでも、ベテラン並みの高精度の作業が可能となり、データに基づいた生産など、収量向上、高品質化、生産結果の見える化を進めることで、農作業の労力軽減、危険な作業からの解放が可能になるということでした。課題としては、スマート農機は高価なので、導入コストの回収や機械の進化の情報収集が必要なことが挙げられるとのことでした。令和3年3月に始まったばかりですので、令和4年現在、RTKの利用率は福井県の面積に対して9%という状態です。入善町では基地局1つ立ち上げれば町全体をカバーできるくらいの能力がありますが、スマート農機導入費用は3,000~5,000万円と高額で、ドローンでも1,500万円と、なかなか導入は難しいのかもしれませんが、後付け可能な自動操舵システムを活用するなどして、スマート農業を検討していただく材料にはなったのではないかと思います。

議長（小林 真一郎）

結構町内でもGPSでの田植え機とか導入は進んでるんですね。ある程度運転者が手を離してでも一応まっすぐ行くと。ただやっぱり見ていますと、数十センチぐらいの誤差があって、手を離して全ての作業をやるなんていうのはなかなか難しいのですが、固定基地局があることによって、誤差がもう数センチ単位になるということですので、担当の方の説明からすると、例えば、田植え機の縦のラインは当然まっすぐになるんですが、横を見てもほとんど揃っていてそれはその素晴らしいものですよという言い方で、やっぱりかなり精度が上がるということで、あとはいかにロボット化するかというのは、それをつけたトラクターになると最低でも2~300万高くなるっていうところを、どうコストカバーしていくかということになるんだろうなというふうに思っております。

基地局の大体の範囲が直径20キロ圏内なんですね。ですから、今ほどありましたように、入善町に1機あれば全てカバーして5機で4,000万余りの事業費ですので、1機に800万、機械そのものは20ヘクタール、県内では1台ずつが別々にカバーするんです。GPSから電波を拾ってそれを補正して、各スマートフォンに配信するというので、あとはそれによって機械を動かすシステムになるので、そういう条件整理ができていけば、スマート農業ロボット化はスムーズに進むだろうということで、そういう体制整備をされたら。おそらくこの農業共済組合さんはほとんど国費と県費でやられているんですね。農業共済というのは福井の場合は県下に5か所あり、それで20キロ圏内とすると、ちょうど全部カバーできるということで、要は農業関係の団体ということで農協より農業共済の方がいいだろうという感覚だろうなと思いますし、総務省の事業ということで、農業関係だけでなく色々な方面に活用が可能になるのかなというように思いで見てきました。

これから始める場合は入善町だけで単独で走るというよりは、全県下に、どこを事業主体にするのかは分かりませんが、全体的にカバーするような体制を作っておけば、そこで農業者はしっかりと機械対応しながら、どこまで人員削減とか合理化をして、より効率的な営農展開をしていくかという体制にはなるのだろうかというふうに思って聞いてきたところでもあります。何か質問ございましたら、なければ次お願いします。

事務局

今年の5月以降法改正が行われておりまして、まず1つが、農地法第3条の下限面積要件が撤廃されるということで、令和5年4月1日から、下限面積のみ廃止され、そのほか農作業常時従事要件は変更ありません。今後、3条申請の審査には更に注意を要する形になります。

次に利用権設定について、相対の新規・更新の契約が不可になります。遅くて令和7年の4月以降からは原則相対契約ができないことになってしまうので、町の方針や、どのように皆さんにお知らせしていくのかを検討していきたいと思っておりますが、今情報提供ということでお伝えしておきます。

議長（小林 真一郎）

入善町に相対契約がどれくらい存在するかは分かりますか。

事務局

今ある利用権設定のうち、3割が相対契約ということで、3割の方をどのように導いていくかが今後の課題です。町公社の運営方法も含めて検討しなければならないと考えています。

議長（小林 真一郎）

昔からの付き合いで設定されているものだけではなくて、これまで農業委員会を通して結んできた契約もすべて、富山県の公社、農地中間管理機構を通しなさいということですね。

事務局

職務代理者が仰った通りで、本日の議案のように全て農地中間管理機構を通していただくということで、闇小作だけの話ではなく、例えば営農組合さんはほとんど相対契約でしておられると思うのですが、間に公社を通さずに組合と組合員さんと結んでいる相対契約も、全て間に公社を通してほしいというような制度改正となります。

吉原委員

2年後から？入善町の場合はお金も絡む話になりますね。

議長（小林 真一郎）

町の公社で利用権設定をしていて手数料を取っているというのは、入善町だけなんですよね。

事務局

はい、富山県内で、公社が事務をして、手数料を徴収しているのは入善町だけです。

議長（小林 真一郎）

手数料は出入り合わせると3%で、少し汗をかけば町農業委員会に提出できるものだからということまで今までやってきた経緯も当然あります。地代については個別に対応できるのだろうけども、金額が動くのでまた大変なのではないかなと思います。ところで、罰則規定はあるのですか。

事務局

私どものところにもようやく詳細が示され始めたところでして、今後どうしていくかというのをこれから検討していかないといけないので、委員の皆様には最新の情報ということでお知らせいたしました。今後も新たな情報が入り次第お知らせしたいと思います。

続きまして、令和4年度の富山県農業委員会研修大会が、11月16日（水）にありますので、よろしくお願ひします。

そのほか配布物いくつかございまして、農家相談の手引き、農業者年金加入推進のご案内、農業委員会に女性の力をいうことで、令和5年7月に農業委員の改選がありますが、女性の登用をいうことで国が働きかけておりますので、そのご案内となります。

議長（小林 真一郎）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これもちまして第28回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年12月2日金曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）